

目標案 (1/15 時点)	評価軸 (1/15時点)	評価指標 (1/15時点)	計画案 (1/15時点)
(農林水産省作成)	(農林水産省作成)		(森林機構作成)
<p>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>1 我が国の森林及び林業施策の動向</p> <p>森林は、国土の保全、水源の涵(かん)養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有しており、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に大きな役割を果たしている。</p> <p>また、森林は、我が国が有する貴重な再生可能資源であり、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動とも深く結びついている。こうした森林の恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、これを適正に整備し、保全することが重要である。</p> <p>我が国の森林面積のうち4割を占める人工林は、その半数以上が一般的な主伐期である50年生を超え、本格的な利用期を迎えており、木材の総需要量に占める国産材利用量の割合も上昇傾向で推移している。しかし、我が国の林業は、林業自体の不確実性に加え、採算性の悪化、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の流通構造の改革の遅れなど、依然として厳しい状況にある。</p> <p>このため、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展という森林・林業基本法が掲げる基本理念を実現し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図るため、「森林・林業基本計画」(平成28年5月24日閣議決定)が策定された。当該計画に基づき、農林水産省は、森林の整備及び保全を図りつつ、効率的かつ安定的な林業経営の育成、木材加工及び流通体制の整備、木材の利用拡大等に取り組んでいる。</p> <p>また、「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)で示された国全体の科学技術の方針等を踏まえ、我が国の森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発の方針である「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」(平成29年3月林野庁策定)が定められ、これに基づき森林・林業・木材産業分野の研究課題等の解決に取り組んでいる。</p> <p>さらに、「国土強靱化基本計画」(平成30年12月14日閣議決定)に基づき農山漁村における人命・財産の保護、二次被害の防止・軽減等を図るため、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、地域で生産される木材の積極的な利用等に取り組んでいる。</p>			<p>第1 国立研究開発法人森林研究・整備機構の位置付け及び役割</p>

目標案 (1/15 時点)	評価軸 (1/15時点)	評価指標 (1/15時点)	計画案 (1/15時点)
(農林水産省作成)	(農林水産省作成)		(森林機構作成)
<p>2 法人の沿革と使命</p> <p>国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）の前身である国立研究開発法人森林総合研究所は、明治38年に改組創設された農商務省山林局林業試験所を母体とし、森林及び林業に関する総合的な研究等を通じ森林の保続培養を図り、林業技術の向上への寄与を目的に独立行政法人として、平成13年4月に設立された。その後、平成19年4月に独立行政法人林木育種センターと統合し、森林・林業・木材産業と林木育種に関する研究開発を実施する我が国最大の総合的な試験研究機関となった。また、平成20年4月から独立行政法人緑資源機構が実施していた水源林造成事業等を経過措置として承継し、平成27年4月からは森林保険業務が政府から移管され、平成29年4月からは、「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改称し、新たなスタートを切ることになった。</p> <p>国は、国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）第3条において、森林研究・整備機構の目的を定めている。その中で森林研究・整備機構は、①森林及び林業に関する試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布、水源を涵養するための森林の造成等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与し、もって林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資すること、②森林保険業務を効率的かつ効果的に行うことを目的とするとされている。</p> <p>森林研究・整備機構は、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関として、また、水源林造成業務及び森林保険業務を行う機関として、上述1の国の政策や社会的要請に対応し、国や地方公共団体、他の独立行政法人、産業界など幅広い関係機関と緊密に連携しながら、業務を総合的・効果的に実施し、政策課題の解決に積極的に貢献していくことを通じて、森林の保続培養と林業技術の向上、国産材利用の拡大に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資するという使命・役割を担っている。</p>			<p>1 法人の沿革と使命</p> <p>国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）は、明治38（1905）年に改組創設された農商務省山林局林業試験所を起源とし、平成13（2001）年に独立行政法人森林総合研究所として発足、平成19（2007）年に独立行政法人林木育種センターと統合した。また、平成20（2008）年に独立行政法人緑資源機構が実施していた水源林造成事業等を承継し、平成27（2015）年に国立研究開発法人森林総合研究所となるとともに、政府から森林保険業務を移管される等の経過を経て、平成29（2017）年「森林研究・整備機構」と名称を変更して新たなスタートを切ったところである。</p> <p>こうして生まれた森林研究・整備機構は、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、水源林造成業務及び森林保険業務を行う機関であり、国の政策や社会的要請に対応し、国や地方公共団体、他の独立行政法人、産業界など幅広い関係機関と緊密に連携しながら、業務を総合的・効果的に実施し、政策課題の解決に積極的に貢献していくことを通じて、森林の保続培養と林業技術の向上、国産材利用の拡大に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資するという使命・役割を担っている。</p>

目標案 (1/15 時点)	評価軸 (1/15時点)	評価指標 (1/15時点)	計画案 (1/15時点)
(農林水産省作成)	(農林水産省作成)		(森林機構作成)
<p>3 法人の現状と課題</p> <p>研究開発業務においては、多様な分野の専門家の協働による総合力と機動力、豊富な研究蓄積、支所・育種場等を地域拠点とする全国ネットワーク、国内外の様々な研究機関との連携協力の実績を強みとして、森林・林業・木材産業に関する国の政策や地域ニーズに応える研究開発及び林木育種を先導的に行っている。また、高い専門性を活かし、調査、分析、鑑定、講習、試験研究に必要な標本の生産等を行っているほか、台風被害、豪雨災害等の緊急調査及び東日本大震災の復興支援等についても引き続き取り組むことが求められている。</p> <p>特に林木育種分野では、ゲノム解析・編集技術などの育種技術の高度化及びその基盤となる林木遺伝資源の収集・保存・評価を行っている。また、林業の成長産業化に向けて、造林コストの低減にも資する優良品種の開発と原種生産・配布、技術支援が必要な海外の林木育種に対する技術協力にも取り組んでいる。今後は、優良品種の早期普及に向けて、原種の配布等を一層推進することが求められている。</p> <p>第4期中長期目標期間では、研究開発成果を最大化するための「橋渡し」機能を強化し、造林の低コスト化技術の開発、高層木造建築の実現に必要な基準改正等への貢献、工業原料としての改質リグニンの開発等、産学官の連携と研究成果の社会還元に向けた取組に注力し、所期の成果を収めてきた。第5期中長期目標期間においても、引き続きこれらの課題に取り組むとともに、社会実装を一層推進することが求められている。</p> <p>水源林造成業務においては、整備局・水源林整備事務所を拠点として、森林所有者、造林者（林業事業体）及び地方公共団体（特に市町村）との緊密な連携・信頼関係の下、奥地水源地域であって所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等において、育成複層林や針広混交林等の森林造成や間伐などの森林整備を行い、水源涵(かん)養機能等の公益的機能を高度に発揮させるための施策を実施しており、引き続き推進することが求められている。</p> <p>森林保険業務においては、火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補償する総合的な保険として、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネットの役割を果たしており、引き続き林業経営の安定と被災後の再造林の促進による森林の多面的機能の発揮のために必要不可欠な制度として運営することが求められている。</p> <p>さらに、第4期中長期目標期間では、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携により、森林施業や森林気象害リスクに係る研究成果を水源林造成や森林保険に活用する等、各業務の連携が事業に効果を発揮したことから、第5期中長期目標期間においても、各業務の連携を一層強化し、技術・業務の高度化や研究開発成果の幅広い普及などの相乗効果を拡</p>			<p>2 法人の現状と課題</p> <p>研究開発業務では、多様な分野の専門家の協働による総合力と機動力、豊富な研究蓄積、支所・育種場等を地域拠点とする全国ネットワーク、国内外の様々な研究機関との連携協力の実績を強みとして、森林・林業・木材産業に関する国の政策や地域ニーズに応える研究開発及び林木育種を先導的に行っている。また、高い専門性を活かし、調査、分析、鑑定、講習、試験研究に必要な標本の生産等を行うとともに、台風被害、豪雨災害等の緊急調査及び東日本大震災の復興支援等にも取り組んでいる。今後も、これらの取組を引き続き推進することが必要である。</p> <p>林木育種分野では、ゲノム解析・編集技術などの育種技術の高度化及びその基盤となる林木遺伝資源の収集・保存・評価を行うとともに、林業の成長産業化に向けて、造林コストの低減にも資する優良品種の開発と原種生産・配布等に取り組み、さらには海外の林木育種への技術協力にも貢献している。今後は、優良品種の早期普及に向けて、原種の配布等を一層推進することが必要である。</p> <p>第4期中長期目標期間では、研究開発成果を最大化するための「橋渡し」機能を強化し、造林の低コスト化技術の開発、高層木造建築の実現に必要な基準改正等への貢献、工業原料としての改質リグニンの開発等、産学官民の連携と研究成果の社会還元に向けた取組に注力し、所期の成果を収めてきた。第5期中長期目標期間においても、引き続き、これらの課題に取り組むとともに、社会実装を一層推進することが必要である。</p> <p>水源林造成業務では、整備局・水源林整備事務所を拠点として、森林所有者、造林者（林業事業体）及び地方公共団体（特に市町村）との緊密な連携・信頼関係の下、奥地水源地域であって所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等において、育成複層林や針広混交林等の森林造成や間伐などの森林整備を行い、水源涵(かん)養機能等の公益的機能を高度に発揮させるための施策を実施しており、引き続き、これらの施策を推進することが必要である。</p> <p>森林保険業務では、火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補償する総合的な保険として、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネットの役割を果たしており、引き続き、林業経営の安定と被災後の再造林の促進による森林の多面的機能の発揮のために必要不可欠な制度として運営していくことが必要である。</p> <p>さらに、第4期中長期目標期間では、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携により、森林施業や森林気象害リスクに係る研究成果を水源林造成や森林保険に活用する等、各業務の連携が事業に効果を発揮したことから、第5期中長期目標期間においても、各業務の連携を一層強化し、技術・</p>

目標案 (1/15 時点)	評価軸 (1/15時点)	評価指標 (1/15時点)	計画案 (1/15時点)
(農林水産省作成)	(農林水産省作成)		(森林機構作成)
<p>大させることが重要となっている。</p> <p>加えて、スマート林業の推進等、林業・木材産業の新たなニーズに対応するため、異分野・異業種との連携を一層強化する必要があるが、研究成果の社会還元及びこれらを進めるための知的財産や情報セキュリティに関する人材が不足しており、これらのマネジメント体制の整備が課題となっており、併せて人材の確保・育成も必要となっている。また、水源林造成業務及び森林保険業務に関し高度な専門知識と管理能力を有する人材の確保・育成を図ることが課題となっており、これらの課題の解決に向けた取組も必要となっている。</p> <p>4 法人を取り巻く環境の変化</p> <p>我が国の人工林は、その半数以上が一般的な主伐期である50年生を超え、本格的な利用期を迎えており、国土の保全、水源の涵(かん)養等の森林の有する公益的機能を将来にわたって発揮させていくことと併せて、地域の再生のために、この人工林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用をすることが重要となっている。一方、林業・木材産業の重要な担い手の基盤である山村の多くは、人口減少や高齢化に加え、シカ等による森林被害の深刻化等を背景に、農林業の生産活動の低迷等に直面し、集落の消滅が増加するなど厳しい社会経済状況に置かれている。このため、森林資源の循環利用に向けた林業の成長産業化及び森林の公益的機能の発揮並びにこれらを通じた山村の活性化（地方創生）を目指し、産学官一体となった総合的な取組を行うことが急務となっている。また、今後、少子高齢化と人口減少により、新設木造住宅着工等の木材需要の単純な増加が見込まれることは困難な情勢であり、木材需要を喚起するためには、我が国の木材供給においては、品質・性能、価格や量等の面において競争力のある木材製品の供給を強化するとともに、消費者等の多様なニーズ、エンカル消費等への動きを理解し、木材の特長を活かした価値・魅力のある商品、あるいは木材の合法性が確認されているなどSDGs（持続可能な開発目標）に配慮した商品を提供することが重要である。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、テレワーク等の新しい生活様式の定着が見られており、分散型社会の可能性の拡大やデジタル技術によるイノベーションなどのポストコロナ時代の社会像において、森林・林業・木材産業も新たな役割を果たすことが求められている。</p> <p>さらに、「統合イノベーション戦略2020」（令和2年7月17日閣議決定）では、総合知による真の“Society 5.0”実現のため「戦略的に進めていくべき主要分野」の一つに食料・農林水産業が挙げられており、林業の生産性・安全性・収益性の向上が求められている。</p> <p>また、森林研究・整備機構には「林業イノベーション現場実</p>			<p>業務の高度化や研究開発成果の幅広い普及などの相乗効果を発揮する取組を推進していくことが重要である。</p> <p>一方、スマート林業の推進等、林業・木材産業の新たなニーズに対応するため、異分野・異業種との連携を一層強化する必要があるが、研究成果の社会還元及びこれらを進めるための知的財産や情報セキュリティに関する人材が不足しており、これらのマネジメント体制の整備が課題となっており、併せて人材の確保・育成も必要となっている。また、水源林造成業務及び森林保険業務に関し高度な専門知識と管理能力を有する人材の確保・育成を図ることが課題となっており、これらの課題の解決に取り組むことが必要である。</p> <p>3 法人を取り巻く環境の変化</p> <p>我が国の人工林は、その半数以上が一般的な主伐期である50年生を超え、本格的な利用期を迎えており、森林の有する多面的機能を将来にわたって発揮させていくため、また、地域の再生のためにも、この人工林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」という形で循環利用することが必要となっている。一方、その重要な担い手である林業・木材産業の基盤である山村の多くは、人口減少や高齢化に加え、気候変動による山地災害の激甚化やシカ等による森林被害の深刻化等を背景に、農林業の生産活動の低迷等に直面し、疲弊の度合いを増すなど厳しい社会経済状況に置かれている。このため、森林資源の循環利用に向けた林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮並びにこれらを通じた山村の活性化（地方創生）を目指し、産学官民一体となった総合的な取組を行うことが急務となっている。また、今後、少子高齢化と人口減少により、新設木造住宅着工等の木材需要の単純な増加が見込まれることは困難な情勢であり、木材需要を喚起するためには、我が国の木材供給においては、品質・性能、価格や量等の面において競争力のある木材製品の供給を強化するとともに、消費者等の多様なニーズ、エンカル消費等への動きを理解し、木材の特長を活かした価値・魅力のある商品、あるいは木材の合法性が確認されているなどSDGs（持続可能な開発目標）に配慮した商品を提供することが重要である。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、テレワーク等の新しい生活様式の定着が見られており、分散型社会の可能性の拡大やデジタル技術によるイノベーションなどのポストコロナ時代の社会像において、森林・林業・木材産業も新たな役割を果たすことが求められている。</p> <p>さらに、「統合イノベーション戦略2020」（令和2年7月17日閣議決定）では、総合知による真の“Society 5.0”実現のため「戦略的に進めていくべき主要分野」の一つに食料・農林水産業が挙げられており、林業の生産性・安全性・収益性の向上が求められている。</p>

目標案 (1/15 時点) (農林水産省作成)	評価軸 (1/15時点)	評価指標 (1/15時点) (農林水産省作成)	計画案 (1/15時点) (森林機構作成)
<p>装推進プログラム」(令和元年12月林野庁策定)に基づき、経験則だけでなくICTを活用した森林資源管理、資源・境界情報のデジタル化、造林作業や木材生産の現場の労働災害の減少や重労働などからの脱却を目指す自動化機械の開発、早生樹等の利用拡大など、スマート林業への貢献に取り組むことのほか、木質系新素材を社会実装化し、石油由来製品の代替材としての利用を進め、林業の枠を超える産業・価値を創出することも期待されている。</p> <p>加えて、近年、集中豪雨等の気象害が頻発・激甚化し、森林・山村や下流域に甚大な被害が発生していることから、「国土強靱化基本計画」等を踏まえた治山事業や森林整備、森林における気象害等に対するセーフティネットとしての森林保険の更なる普及等に積極的に取り組んでいくことが必要となっている。</p> <p>気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書において、人為的な影響が現在の地球温暖化の支配的原因である可能性が極めて高いことが指摘され、また、平成28(2016)年11月にはパリ協定が発効したところであり、森林に対して、生物多様性がもたらす生態系サービスの持続的利用や気候変動及びその影響の軽減を始め、様々な面で持続可能な社会の実現に重要な役割を果たすことが期待されている。また、パリ協定では「産業革命期からの平均気温の上昇幅を2℃未満とし1.5℃に抑えるよう努力する。」との目標が国際的に共有され、平成30(2018)年に公表されたIPCCの特別報告書では、この目標の達成には「2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされた。我が国においても、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しており、森林についても、森林整備や優良品種の早期普及等による二酸化炭素吸収量の拡大を図るとともに、木材・木質新素材については、木材・木質製品の利用や石油由来製品の代替材等による二酸化炭素蓄積効果を一層発揮させる取組が期待される。</p> <p>国連は令和12(2030)年を年限とする「持続可能な開発目標(SDGs)」を定めており、森林に対して、様々な面で持続可能な社会の実現に重要な役割を果たすことが期待されているが、世界ではいまだに森林の減少や劣化が止まない状況が続いており、国際社会と連携した森林による二酸化炭素吸収量の増強、生物多様性の維持・保全、森林減少・劣化の抑制、森林の回復や持続可能な利用などの取組が一層求められている。</p> <p>また、第6期科学技術・イノベーション基本計画策定に向けた議論では、人文・社会科学との融合や産学官連携による分野、組織等を横断した多様な連携に取り組むべきとしている。このほか、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する</p>			<p>また、森林研究・整備機構には「林業イノベーション現場実装推進プログラム」(令和元年12月林野庁策定)に基づき、経験則だけでなくICTを活用した森林資源管理、資源・境界情報のデジタル化、造林作業や木材生産の現場の労働災害の減少や重労働などからの脱却を目指す自動化機械の開発、早生樹等の利用拡大など、スマート林業への貢献に取り組むことのほか、木質系新素材を社会実装化し、石油由来製品の代替材としての利用を進め、林業の枠を超える産業・価値を創出することも期待されている。</p> <p>加えて、近年、集中豪雨等の気象害が頻発・激甚化し、森林・山村や下流域に甚大な被害が発生していることから、「国土強靱化基本計画」等を踏まえた治山事業や森林整備、森林における気象害等に対するセーフティネットとしての森林保険の更なる普及等に積極的に取り組んでいくことが必要となっている。</p> <p>気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書において、人為的な影響が現在の地球温暖化の支配的原因である可能性が極めて高いことが指摘され、また、平成28(2016)年11月にはパリ協定が発効したところであり、森林に対して、生物多様性がもたらす生態系サービスの持続的利用や気候変動及びその影響の軽減を始め、様々な面で持続可能な社会の実現に重要な役割を果たすことが期待されている。また、パリ協定では「産業革命期からの平均気温の上昇幅を2℃未満とし1.5℃に抑えるよう努力する。」との目標が国際的に共有され、平成30(2018)年に公表されたIPCCの特別報告書では、この目標の達成には「2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされた。我が国においても、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しており、森林についても、森林整備や優良品種の早期普及等による二酸化炭素吸収量の拡大を図るとともに、木材・木質新素材については、木材・木質製品の利用や石油由来製品の代替材等による二酸化炭素蓄積効果を一層発揮させる取組が期待される。</p> <p>国連は令和12(2030)年を年限とする「持続可能な開発目標(SDGs)」を定めており、森林に対して、様々な面で持続可能な社会の実現に重要な役割を果たすことが期待されているが、世界ではいまだに森林の減少や劣化が止まない状況が続いており、国際社会と連携した森林による二酸化炭素吸収量の増強、生物多様性の維持・保全、森林減少・劣化の抑制、森林の回復や持続可能な利用などの取組が一層求められている。</p> <p>また、第6期科学技術・イノベーション基本計画策定に向けた議論では、人文・社会科学との融合や産学官連携による分野、組織等を横断した多様な連携に取り組むべきとしている。</p>

目標案 (1/15 時点) (農林水産省作成)	評価軸 (1/15時点)	評価指標 (1/15時点)	計画案 (1/15時点) (森林機構作成)
<p>法律」(平成20年法律第63号)が改正され、AIやIoTなど科学技術・イノベーションの急速な進展を踏まえ、人文科学を含む科学技術の振興とイノベーション創出の振興を一体的に図ることとされている。</p> <p>こうした新たなニーズや社会情勢、技術変革に対応するため、森林研究・整備機構は、農林水産省「[知]の集積と活用」産学官連携協議会において平成28年度から設立してきたプラットフォームなども活用し、必要により異分野との連携を更に推進するなどの対策を講ずる必要がある。</p>			<p>このほか、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成20年法律第63号)が改正され、AIやIoTなど科学技術・イノベーションの急速な進展を踏まえ、人文科学を含む科学技術の振興とイノベーション創出の振興を一体的に図ることとされている。</p> <p>こうした新たなニーズや社会情勢、技術変革に対応するため、森林研究・整備機構は、農林水産省「[知]の集積と活用」産学官連携協議会において平成28年度から設立してきたプラットフォームなども活用し、必要により異分野との連携などの取組を一層推進する。</p> <p>4 中長期目標期間における法人の位置付け、役割、国の政策・施策との関係</p> <p>上記の課題や法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、第5期中長期目標期間において、森林研究・整備機構は、その有する全国ネットワークや地域の森林・林業関係者等との連携・信頼関係、専門的な人材・ノウハウといった強みを最大限活かしつつ、「森林・林業基本計画」が目指す我が国の森林・林業・木材産業の姿の実現とそれを通じた国土の強靱化や山村の振興、ひいてはSDGsの達成に貢献するため、理事長のリーダーシップの下、研究開発成果の最大化、各業務の推進並びにそれら業務の質の向上と業務運営の効率化に機構全体で一体的に取り組む。その際、感染症対策、事業継続性の確保、情報セキュリティ対策も含めたリスク管理、コンプライアンス推進などガバナンスの強化や人材の確保・育成等の推進にも努めることとする。</p>
<p>第2 中長期目標の期間</p> <p>森林研究・整備機構の中長期目標の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。</p>			
<p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>森林研究・整備機構は、第1の位置付け及び役割を果たすため、1研究開発業務の各重点課題、2水源林造成業務、3森林保険業務、4特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。</p>			<p>第2 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>上述の国立研究開発法人の使命及び役割を果たすため、1研究開発業務の各重点課題、2水源林造成業務、3森林保険業務、4特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。</p>
<p>1 研究開発業務</p> <p>森林・林業・木材産業及び林木育種に関する研究開発を総合的、網羅的に推進しつつ、森林環境問題の解決、山地災害防止機能等の森林の持つ多面的機能の高度発揮、林業及び木材産業の持続的発展等、国の政策や社会ニーズをより一層的確にとらえた研究開発を実施する。こうした基本的な方向に即して、将来のイノベーションにつながる技術シーズの創出を目指すために重要な基礎研究についても、適切なマネジメントの下、着実に推進する。</p>			<p>1 研究開発業務</p> <p>現在、我々は地球規模の気候変動や気象災害の激甚化、生物多様性の劣化などの環境問題に加え、山村の過疎化の加速や人口減少・高齢化社会といった様々な社会問題に直面している。これらの諸問題に対して、山地災害防止機能等の森林の持つ多面的機能の高度発揮の促進、林業の効率性・収益性・安全性の確保、多様な森林整備の推進、林業及び木材産業の持続的発展、林木育種の推進など国の政策や社会ニーズへの対応が求められている。森林・林業・木材産業及び林木育種に関わる分野を総</p>

目標案 (1/15 時点)	評価軸 (1/15時点)	評価指標 (1/15時点)	計画案 (1/15時点)
(農林水産省作成)	(農林水産省作成)		(森林機構作成)
<p>研究開発の推進に当たっては、その成果を最大化し、得られた成果の速やかな社会還元、橋渡しが図られるよう、以下の取組を強化する。</p>			<p>合的・網羅的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関として、長期にわたり蓄積してきた研究基盤も活用しつつ、科学的エビデンスを積み上げながら、人文・社会科学的視野も取り入れ、研究成果の社会実装化に向けた取組を推進し、これらの諸問題の解決に努めるとともに、科学技術の発展に寄与する。こうした基本的な方向に即して、将来のイノベーションにつながる技術シーズの創出、及び科学的エビデンスに基づく政策決定の推進にも重要となる基礎研究についても、適切なマネジメントの下、着実に推進する。具体的には、森林の持つ多面的機能を活用することで、地球規模の気候変動や生物多様性の損失等環境問題の解決や国土の防災・減災に資する研究開発を推進する。また、林業から木材産業及び森林を利用した観光等サービス産業を一体としてとらえ、関連分野の発展、山村地域の活性化をもたらす研究開発に取り組む。さらに、多様な目的に応じた森林づくりを進めるため、林木育種による優良品種の開発、林木育種技術の高度化を推進する。</p> <p>研究開発の推進に当たり、その成果を最大化し、得られた成果の速やかな社会還元、橋渡しが図られるよう、以下の取組を強化する。</p>
<p>(研究開発成果の最大化のための連携の推進)</p> <p>イノベーションの創出に寄与するため、産学官連携の研究開発プラットフォームの活動を活発化させ、産学官及び異分野との連携を推進する。この際、必要に応じて、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。</p> <p>また、地域のニーズや課題に対応するため、各地域の諸会議や森林研究・整備機構が有するネットワーク等を活用し、必要な研究・技術情報について、支所・育種場等を地域の拠点として連携を推進する。一方、国際的な課題の解決に向けては、地球規模の課題等の国際的な連携が必要な課題に対応し、我が国の国際貢献に寄与するため、海外の研究機関、国際機関等との連携を推進する。</p>			<p>研究開発成果の最大化のため、産学官連携の研究開発プラットフォームの活動を活発化させ、産学官及び異分野との連携を推進し、イノベーション創出の振興を図る。この際、必要に応じて、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。</p> <p>また、各地域の諸会議や森林研究・整備機構が有するネットワーク等を活用し、支所・育種場等を地域の拠点として各地域の公設試や企業、国有林等との連携を推進し、地域のニーズや課題に対応する。一方、国際的な課題に対しては、国内外の研究機関、国際機関等との連携を通して解決を図り、我が国の国際貢献に寄与する。</p>
<p>(研究開発成果の社会還元と知的財産等の管理・活用)</p> <p>研究開発で得られた成果や科学的知見等については、学術論文等による公表はもとより、森林・林業・木材産業や行政施策に活用され、新たな木材需要の創出や森林整備・保全の低コスト化等に向けた社会実装を促進するよう、産業界等に向けた広報、国内外の規格や標準化への寄与、人材育成の支援、行政への提供、災害時の緊急対策への協力等を通じて、社会への還元と橋渡しを図る。</p> <p>加えて、特許など知的財産に関する戦略を明確化し、そのマネジメントを推進する。また、研究開発成果のオープンサイエンス化に向け、研究データの適切な公開・提供を推進する。</p>			<p>研究開発成果の社会還元に当たっては、成果や科学的知見等の学術論文等による公表はもとより、森林・林業・木材産業や行政施策に活用され、新たな木材需要の創出や森林整備・保全の低コスト化等に資する社会実装を促進するよう、産業界等に向けた広報、国内外の規格や標準化への寄与、人材育成の支援、行政への情報提供、災害時の緊急対策への協力等を通じて、社会への還元と橋渡しを図る。</p> <p>また、特許など知的財産に関する戦略を明確化し、そのマネジメントを推進する。加えて、オープンサイエンス促進のため、研究データの適切な公開・提供を推進する。</p>

目標案 (1/15 時点) (農林水産省作成)	評価軸 (1/15時点)	評価指標 (1/15時点)	計画案 (1/15時点) (森林機構作成)
<p>(研究開発の重点課題)</p> <p>研究開発を着実かつ効率的に実施できるよう以下の3つの重点課題と、その下に9つの戦略課題を設定し、理事長のリーダーシップの下で、支所、育種場等も含めた全国ネットワークを活用して、総合的な研究開発を推進する。</p> <p>(1) 環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発 (2) 森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発 (3) 多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種</p> <p>中長期目標期間を超えて取り組む必要のある長期モニタリングや遺伝資源の確保等基盤事業のほか、種苗の生産・配布については、それぞれ適切な重点課題の下に位置付け、実施する。</p> <p>研究課題の評価については、別途定める評価軸及び指標等に基づき、外部有識者等の意見も踏まえ、法人自ら厳格に実施するとともに、評価結果に基づき、研究の進捗状況、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行う。</p>			<p>研究開発を着実かつ効率的に実施できるよう以下の3つの重点課題と、その下に9つの戦略課題を設定し、理事長のリーダーシップの下で、支所、育種場等も含めた全国ネットワークを活用して、総合的に研究開発を推進する。</p> <p>(1) 環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発 (2) 森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発 (3) 多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種</p> <p>中長期目標期間を超えて取り組む必要のある長期モニタリングや遺伝資源の確保等研究基盤のほか、種苗の生産・配布については、それぞれ関連課題との関係が明確となるよう適切な重点課題の下に位置付け、実施する。</p> <p>研究課題の評価については、別途定める評価軸及び指標等に基づき、外部有識者等の意見も踏まえ、法人自ら厳格に実施するとともに、評価結果に基づき、研究の進捗状況、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行う。</p>
<p>(1) 環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発</p> <p>地球規模の気候変動や森林を取り巻く環境の変化に伴い、気候変動の影響の顕在化、気象災害の激甚化、生物多様性の劣化等、国内外の森林域で様々な問題が生じている。</p> <p>平成27(2015)年の気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択されたパリ協定では、世界全体の平均気温上昇を工業化以前と比較して2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること及び1.5℃高い水準までのものに抑えるための努力を継続することや、森林等の吸収源及び貯蔵庫を保全し、強化する行動の実施等が定められた。</p> <p>また、平成22年(2010)年の生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標では、生物多様性の保全と生態系サービスの恩恵を強化することが示されたが、令和2(2020)年に同条約補助機関会合で公表された地球規模生物多様性概況第5版によれば、愛知目標の達成状況は不十分であり、中長期的に生物多様性の損失を減らし、生態系サービスを持続可能な形で利用する方策が求められている。</p> <p>一方、東日本大震災から9年が経過したものの、特に原子力災害の影響のモニタリングや、影響を受けた地域における森林・林業再生への取組が引き続き重要となっている。</p> <p>このため、以下の3つの戦略課題を設定し、森林の持つ多面的機能を健全に発揮させることで、国内外の森林環境問題の解決や国土強靱化に資する研究開発を推進する。</p>	<p><評価軸1></p> <ul style="list-style-type: none"> 取組又は成果は国の政策や社会的ニーズを反映しているか。 <p><評価軸2></p> <ul style="list-style-type: none"> 取組及び成果は行政施策等へ貢献し、社会問題解決を支える科学的エビデンスの創出と社会還元に取り組んでいるか。 	<p>(評価指標1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の政策や社会的ニーズを反映した取組状況 <p>(評価指標2-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政施策や社会的ニーズに対応した具体的な取組又は研究開発成果の社会実装等に向けた取組の事例 (モニタリング指標) 行政機関との研究調整会議等の件数 講演会等、出版物(技術マニュアル等)による成果の発信状況 技術指導・研修等の講師、委員等派遣の件数 災害にともなう専門家派遣等の対応状況 調査、分析、鑑定等の対応件数 <p>(評価指標2-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組及び成果が学術論文・学会発表・外部資金獲得等を通して学術的にオーソライズされている事例 (モニタリング指標) 学術論文等による研究成果の発信状況 外部資金等による研究課題件数及び金額 	<p>(1) 環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発</p> <p>地球規模の気候変動や森林を取り巻く環境の変化に伴い、気候変動影響の顕在化、気象災害の激甚化、生物多様性の劣化など、国内外の森林域で様々な問題が生じている。このような諸問題に取り組むため、森林によるCO2吸収源及び貯蔵庫の役割を強化し、気候変動影響を抑制するとともに、中長期的に生物多様性の損失を減らし、生態系サービスを持続可能な形で利用する方策を示していく必要がある。さらに、激甚化する森林災害に向けた対策の強化や、東日本大震災から影響を受けた地域の森林・林業再生への取組が引き続き重要となっている。</p> <p>このため、以下の3つの戦略課題を設定し、森林の持つ多面的機能を健全に発揮させることで、国内外の森林環境問題の解決や国土強靱化に資する研究開発を推進する。</p>

目標案 (1/15 時点)	評価軸 (1/15時点)	評価指標 (1/15時点)	計画案 (1/15時点)
(農林水産省作成)		(農林水産省作成)	(森林機構作成)

<p>【重要度：高】 【困難度：高】：下記ア、イ、ウ記載のとおり。</p> <p>ア 気候変動影響の緩和及び適応に向けた研究開発 森林における温室効果ガスのモニタリングや吸収・排出量算定の改善に資する技術を開発する。また、森林生態系のモニタリングと科学的知見に基づき、森林・林業分野への気候変動の影響をより詳細に評価、予測する手法を開発する。さらに、国内外において、森林の有する多面的機能を活用した気候変動影響の緩和及び影響への適応のための研究開発を推進する【重要度：高】。</p> <p>【重要度：高】：「農林水産省気候変動適応計画」（平成30年11月改定）では、我が国の気候変動への適応に関する技術や経験を活用して開発途上国の適応の取組を支援することが必要とされ、重要度が高い。</p> <p>イ 森林生物の多様性と機能解明に基づく持続可能性に資する研究開発 森林施業等の人為や環境変動が生物多様性に及ぼす影響を解明し、その変化を予測する。また、里山等における生物多様性がもたらす生態系サービスが、持続可能な形で活用されるための社会的要因を解明する。さらに、森林生物が関係する人獣共通感染症や侵略的外来種等が地域の生物多様性や国民に及ぼす新たなリスクを解明し、リスクを低減させる技術を開発する【困難度：高】。</p> <p>【困難度：高】：人獣共通感染症や侵略的外来種の制御には、生物学的な基礎研究から社会的要因への対策まで多角的な研究が必要であり、困難度が高い。</p>	<p><評価軸3></p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発成果の最大化のための連携等の取組がなされているか。 	<p>(評価指標2-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究データや特性情報の公開、提供体制の整備、運用状況 (モニタリング指標) 公開した研究データ数、データへのアクセス数 <p>(評価指標3-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 産学官及び異分野との連携を推進する体制の整備と連携の具体的取組状況 (モニタリング指標) 外部機関との共同研究の件数と具体的取組状況 <p>(評価指標3-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際課題解決に向けた連携の具体的取組状況 (モニタリング指標) 国際会議等への対応状況 海外機関との連携状況 	<p>ア 気候変動影響の緩和及び適応に向けた研究開発 地球規模で気候変動の影響が顕在化する中、気候変動の緩和に向けてパリ協定で示された2℃目標達成のためのネットゼロエミッションを目指し、人間社会や自然環境への影響を軽減・回避することで気候変動に適応することが求められている。そのためには、科学的データと知見に基づいて気候変動影響を予測し、緩和策、適応策を講じることが重要である。そこで、気候変動影響の予測の向上に不可欠である森林セクターにおける温室効果ガスの吸収・排出量をより正確に把握するため、モニタリング方法や算定方法の改善に資する手法を開発する。また、亜寒帯から熱帯にわたる様々な気候帯での森林生態系のモニタリングによる観測データの充実を図り、現在の気候下における森林の成長及び環境変動影響の実態を把握するとともに、これらの科学的データと知見に基づき、森林・林業分野が将来の気候変動により受ける影響を詳細に評価、予測する手法を開発する。</p> <p>さらに、森林の温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫としての機能を強化し、気候変動影響の緩和を図るための森林管理手法を開発するとともに、国内外において、森林、林業に対する気候変動影響予測に基づき、森林の多面的機能を活用、強化することにより気候変動に適応するための研究開発を行う。</p> <p>イ 森林生物の多様性と機能解明に基づく持続可能性に資する研究開発 持続可能な社会の実現のためには、その基盤となる生物多様性を保ち、その機能を長年にわたりバランスよく発揮させることが必要である。そこで、森林の生物の生理・生態や生態系の機能及びそれらに対する環境因子の影響を様々な空間スケールで明らかにし、生物多様性のもたらす生態系サービスを持続可能な形で活用できる森林管理の手法を進展させる。</p> <p>そのため、生物多様性の基盤情報として、日本の主要樹種のゲノム塩基配列情報と生体分子の代謝機能情報、及び日本の各気候帯における代表的な森林生態系の動態情報を解析・収集し公開を進める。これらの基盤情報も活用しながら、森林施業等の人為や環境変動に対する遺伝子・生物及び総体としての生物多様性の応答を解明し、その変化を予測する。</p> <p>さらに、マダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群(SFTS)をはじめとする森林生物由来の新興人獣共通感染症</p>
--	---	--	--

目標案 (1/15 時点) (農林水産省作成)	評価軸 (1/15時点) (農林水産省作成)	評価指標 (1/15時点) (農林水産省作成)	計画案 (1/15時点) (森林機構作成)
<p>ウ 森林保全と防災・減災に向けた研究開発</p> <p>極端な気象現象が森林域の災害拡大に及ぼすメカニズムを解明し、山地災害や森林気象害の予測、防止及び被害軽減のための技術を高度化する。また、長期観測データベースの整備を進めつつ、森林域における水循環及び物質循環メカニズムを解明し、森林環境の変動や気候変動が水循環や物質循環に与える影響を評価する。さらに、原子力災害で被災した地域の森林・林業の再生を支援するため、森林内の放射性物質に関する調査・研究、森林の利用再開に向けた技術開発等を推進する【重要度：高】。</p> <p>【重要度：高】：「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和元年12月20日閣議決定）では、森林・林業の再生に向けて、放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集等を引き続き行うこととされており、重要度が高い。</p> <p>(2) 森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発</p> <p>我が国の人工林の多くが本格的な利用期を迎えている中、森林資源の循環利用を進めるための低コスト造林技術の開発や新たな木材需要の創出、風水害に強い森林整備などを進める必要がある。また、クリーンウッド法の施行に伴い、合法性が確認された木材の利用促進が求められている。</p> <p>一方、山村地域では、若年層を中心に人口の流出が著しく、過疎化や高齢化が更に進み、所有者が不明な森林の増加や林業労働力の減少のほか、地域経済の低迷といった問題が顕在化している。厳しい地形条件などに起因する労働生産性の低</p>	<p><評価軸1></p> <ul style="list-style-type: none"> 取組又は成果は国の政策や社会的ニーズを反映しているか。 <p><評価軸2></p> <ul style="list-style-type: none"> 取組及び成果は行政施策等へ貢献し、社会問題解決を支える科学的エビデンスの創出と社会還元に取り組んでいるか。 	<p>(評価指標1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の政策や社会的ニーズを反映した取組状況 <p>(評価指標2-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政施策や社会的ニーズに対応した具体的な取組又は研究開発成果の社会実装等に向けた取組の事例 <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関との研究調整会議等の件数 講演会等、出版物(技術マニュアル等)によ 	<p>など負の生態系サービス及びクリハラリスなど侵略的外来種等が地域の生物多様性に及ぼす新たなリスクを解明し、リスクを低減させる技術を開発する。</p> <p>加えて、生態系サービスが持続可能な形で利活用されるための社会的要因を解明する。以上のように多様な観点からの研究成果に基づき、異なるステークホルダーに対して生物多様性がもたらす生態系サービスなどの恩恵を最適化し、その持続的な利用を可能とする森林管理の手法を提示する。</p> <p>ウ 森林保全と防災・減災に向けた研究開発</p> <p>気候変動による極端気象現象の多発や人口減少、東日本大震災の影響の長期化、森林資源蓄積量の増大など、我が国の山地や森林を取り巻く状況は大きく変化しつつある。このような状況において、森林の機能に対する期待は大きく、森林の機能を積極的にとり入れた、防災・減災技術が強く求められている。</p> <p>このため、森林における水循環・物質循環を解明し森林管理や気候変動が森林の水源涵養機能や物質循環に及ぼす影響を評価・予測するための技術を開発する。</p> <p>また、森林の物質循環を介した放射性セシウムの動態解明を進め、将来予測のための技術を高度化する。</p> <p>さらに、極端な気象現象に伴い多発する山地災害や森林気象害の軽減のため、風水害に強い森林整備に向けて、災害の発生メカニズムの解明を進め、樹木根系や流木の影響、極端な気象現象を考慮した災害リスク評価技術の高度化を行い、流木災害発生地域を含む3つ以上の地域において効果的な治山防災対策の実施に貢献する。</p> <p>加えて、森林の環境保全機能や防災機能の評価には、長期的な基盤データの充実が不可欠であるため、国有林等に設定した試験地を活用しながら森林の水源涵養、水質形成、森林気象、雪氷害対策のための積雪観測等の基盤課題を行うとともに基盤データの公開を行う。</p> <p>(2) 森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発</p> <p>我が国の人工林の多くが本格的な利用期を迎えている中、森林資源の循環利用を進めるための低コスト造林技術の開発や新たな木材需要の創出、気象害・病虫獣害に強い森林の整備などを進める必要がある。</p> <p>一方、山村地域では、過疎化や高齢化の加速、所有者不明な森林の増加等の問題、林業における労働生産性の低さや労働災害の問題を克服し、林業・木材産業の成長産業化や、木質系新素材等従来の林業の枠を越えた新たな価値の創出を図る必要がある。</p>

目標案 (1/15 時点) (農林水産省作成)	評価軸 (1/15時点) (農林水産省作成)	評価指標 (1/15時点) (農林水産省作成)	計画案 (1/15時点) (森林機構作成)
<p>さや労働災害発生率の高さといった林業特有の課題を克服し、林業・木材産業の成長産業化や、木質系新素材等従来の林業の枠を越えた新たな価値の創出を図るため、林野庁においては、令和元(2019)年12月に林業イノベーション現場実装推進プログラムが策定され、近未来の林業のあるべき姿が提示されている。また、山村地域の新たな雇用や収入機会を確保するため、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和元年12月20日閣議決定)では、「森林サービス産業」の創出・推進等が位置づけられている。</p> <p>以上を踏まえ、再生可能な資源である木質資源と森林空間を持続的に利用しながら、安全・安心で豊かな循環型社会を実現するため、また、森林資源の循環利用を通じ、我が国の人工林の若返りを図り、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、以下の4つの戦略課題を設定し、川上から川下までの森林に関わる産業の一体的発展と山村振興に資する研究開発を推進する。</p> <p>【重要度：高】 【困難度：高】：下記ア、イ、ウ、エ記載のとおり。</p> <p>ア 林産物の安定供給と多様な森林空間利用の促進に資する研究開発</p> <p>新たな計測技術や情報技術を用いた森林資源の評価及び計画技術を開発する。高度なセンシング技術等の応用により、造林・育林作業の低コスト化・省力化に資する新技術の開発を行う【重要度：高】。また、林業における労働安全性と生産性の向上、流通の効率化のために、AI(人工知能)を応用した省力化・自動化に向けた研究開発を行う【困難度：高】。さらに、健康、観光、教育等の分野での多様な森林空間利用の研究を推進する。持続可能な木材利用と林業経営の確立、山村振興、新たな木材需要の創出等に資する社会科学的研究を強化する。</p> <p>【重要度：高】：人工林の本格的な利用期を迎え、主伐後の再造林を確実にするため、再造林技術の低コスト化は極めて重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】：労働安全性の向上には、機械開発とともに、作業システムの見直し、労働条件やインフラの整備等多角的な研究が必要であり、困難度が高い。</p> <p>イ 生物特性を活用した防除技術とこの等微生物利用技術の開発</p> <p>森林に生息する様々な生物の環境に対する反応や相互関係</p>	<p><評価軸3></p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発成果の最大化のための連携等の取組がなされているか。 	<p>る成果の発信状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術指導・研修等の講師、委員等派遣の件数 調査、分析、鑑定等の対応件数 <p>(評価指標2-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組及び成果が学術論文・学会発表・外部資金獲得等を通して学術的にオーソライズされている事例 <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学術論文等による研究成果の発信状況 外部資金等による研究課題件数及び金額 <p>(評価指標2-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的財産等の管理、活用体制の整備、運用状況 研究データや特性情報の公開、提供体制の整備、運用状況 <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許出願、特許化、実施許諾の件数 公開した研究データ数、データへのアクセス数 <p>(評価指標3-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 産学官及び異分野との連携を推進する体制の整備と連携の具体的取組状況 <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部機関との共同研究の件数と具体的取組状況 <p>(評価指標3-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ニーズへの対応に向けた連携の具体的状況 <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における会議等具体的取組 現地適用試験等の実施状況 <p>(評価指標3-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 林産業の発展に向けた国際的な連携の具体的取組状況 <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際会議等への対応状況 海外機関との連携状況 	<p>このため、以下の4つの戦略課題を設定し、安全・安心で豊かな循環型社会を実現するため、再生可能な資源である木質資源と森林空間を持続的に利用しながら我が国の人工林の若返りを図るとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、川上から川下までの森林に関わる産業の一体的発展と山村振興に資する研究開発を推進する。</p> <p>ア 林産物の安定供給と多様な森林空間利用の促進に資する研究開発</p> <p>持続可能な方法で森林を利用しながら木材及び多様な森林生産物を安定的に供給・配分し、その対価の適正な分配により山村地域の発展を支えるため以下の課題に取り組む。</p> <p>林産物の安定供給を図るため、センシング技術等を応用した造林・育林作業の低コスト化・省力化に資する2つ以上の施業技術の開発を行う。林業作業における生産性の向上や労働災害の防止のため、AI等の新たな技術を用いた省力化・自動化の要素技術を2つ以上開発し、日本の作業条件に適した林業機械と作業システム及び安全管理技術の高度化を行う。持続的な森林の利用のため、森林管理局との共同試験地である収穫試験地の長期成長モニタリングを、前中長期計画期間と同等の30か所について実施するとともに、新たな計測・情報技術を用いた森林資源評価や管理・計画技術の開発、健康、観光、教育等の分野での多様な森林空間利用技術の開発を行う。社会科学的研究を強化し、健全な林業経営の確立と山村地域の振興、持続的な木材利用と新たな木材需要の創出のための方策、制度等を提示する。</p> <p>イ 生物特性を活用した防除技術とこの等微生物利用技術の開発</p> <p>近年の気候変動や外来種の移入などにより、森林や樹木に</p>

目標案 (1/15 時点) (農林水産省作成)	評価軸 (1/15時点)	評価指標 (1/15時点)	計画案 (1/15時点) (森林機構作成)
<p>の解明を進め、これらの知見をもとにニホンジカやカシノナガキクイムシ等病虫獣による森林・林業被害を効果的に軽減する技術を開発する【困難度：高】。また、きのこの等の病害虫を防除する技術を高度化する。さらに、菌根性食用きのこのなどの安全な特用林産物の生産等の技術開発を行う。</p> <p>【困難度：高】：ニホンジカの生息域や樹木害虫による被害地域が拡大する中で、人口減少等を考慮した効率の高い対策技術の開発は困難度が高い。</p> <p>ウ 木材利用技術の高度化と需要拡大に向けた研究開発</p> <p>大径材の加工・流通システムを開発するとともに、国産早生樹等の材質・加工特性を解明し利活用技術を開発する。また、非住宅・中高層建築物等への利用拡大に向けた、CLT（直交集成板）の利活用技術や超厚合板等の新たな木質材料を開発する【重要度：高】。さらに、木質材料や木質構造の耐久性、安全性、快適性、環境優位性等に関わる研究開発を推進する。</p> <p>【重要度：高】：非住宅・中高層建築物等の新分野に向けた利活用技術と木質材料の開発は、木材需要の拡大にとって極めて重要度が高い。</p>			<p>対する病虫獣被害の拡大リスクが高まっており、新たな被害対策が必要となっている。また、人口減少や高齢化による生産活動の低迷等に直面している山村地域を、森林資源の安定的利用を通じて活性化させることが求められている。</p> <p>そのため、森林に生息する様々な生物の環境応答様式や相互関係を解明し、シカ害やナラ枯れ等の森林・林業被害やきのこの特用林産物被害のうち喫緊の対応が求められる3種の病虫獣害を効果的に軽減する技術体系を確立する。</p> <p>また、腐生、共生及び寄生など様々な特性を有する森林微生物の生理生態や宿主樹木など他の生物との相互関係を解明して、菌根性食用きのこの栽培、特用林産物の安全性や機能性を考慮した生産及びスギ花粉飛散抑制等の技術を開発する。これらの成果をもとに、地域のニーズや課題に対応し、行政機関、大学、民間企業との連携推進を通じて社会実装を図り、生物特性を有効に活用した森林資源の保全及び特用林産物の生産性向上に貢献する。</p> <p>さらに、食用きのこの類等森林微生物の遺伝資源について探索収集、保管を行うとともに、遺伝子情報の解明など特性評価を行い、研究に活用する。研究成果の迅速な普及・実用化に向けて、広域での野生動物分布情報等把握システムを運営する。</p> <p>ウ 木材利用技術の高度化と需要拡大に向けた研究開発</p> <p>木材・木質材料の一層の需要拡大と森林資源の持続可能な利用の両立を目指し、本格的な利用期を迎えている大径材や国産早生樹の付加価値向上技術の開発、多様なニーズに対応した建築物等の木造化・木質化技術の開発が求められている。</p> <p>そのため、用途に応じた木材製品の安定供給に向け、大径材の加工・流通システムを開発するとともに、コウヨウザンを含む3樹種以上の国産早生樹種等について材質・加工特性を解明し利活用技術を開発する。</p> <p>また、樹木生理や木材成分等に着目した木材特性を解明し、新たな発想に基づく木材加工技術の開発を行う。非住宅・中高層建築物等への利用拡大に向け、従来の木質材料に加え、CLT（直交集成板）の更なる利活用技術を開発するとともに、多様なニーズに応え、適材適所での木材利用に資するため、生産効率の高い超厚合板等新たな木質材料を開発する。</p> <p>さらに、木質材料・木質構造の性能維持管理技術・耐久性・安全性の高度化、並びに木材ならではの快適性、環境優位性の創出に貢献する研究開発を行う。木材の識別等に資する基盤的な情報を整備するため、特に外部からの提供要請の多い国産有用樹種を中心に木材標本150点の収集を実施し、森林総合研究所ウェブサイト等を通じてデータを公開する。</p>

目標案 (1/15 時点) (農林水産省作成)	評価軸 (1/15時点) (農林水産省作成)	評価指標 (1/15時点) (農林水産省作成)	計画案 (1/15時点) (森林機構作成)
<p>エ 木質新素材と木質バイオマスエネルギーの社会実装拡大に向けた研究開発</p> <p>木質資源を原料として、汎用性の高い新たな生分解性素材等を開発し、開発した新素材を低コストで安定的に製造するための技術を開発する【困難度：高】。また、木質資源を原料として食や健康に関わる機能性素材等を開発する。さらに、木質バイオマスエネルギーを活用するための小規模分散型システムの安定性、効率性及び経済性を高めるための技術開発を行う。</p> <p>【困難度：高】：木質資源から必要とする成分を分離する際に、品質の安定性、高収率及び低コストを高いレベルで両立させる必要があるため、困難度が高い。</p>			<p>エ 木質新素材と木質バイオマスエネルギーの社会実装拡大に向けた研究開発</p> <p>2030年持続可能な循環型社会構築達成と、さらに2050年ネットゼロエミッション達成に向けて、化石資源に頼る社会構造を脱却し再生可能でかつカーボンニュートラルな木質バイオマス資源を原料とする新素材やエネルギーの社会実装拡大が強く求められている。</p> <p>そのため、セルロース、ヘミセルロース、リグニン及び抽出成分等の木材成分を原料とし、それらに物理的・化学的・生物的处理を施すことによって、セルロースナノファイバーを始めとするセルロース・ヘミセルロース系素材、改質リグニンを始めとするリグニン系素材など新素材等の開発を行う。また、抽出成分起源の食や健康に関わる各種機能性素材の開発を行う。特に、海洋プラスチック汚染対策等の社会ニーズに応えるため、高付加価値素材に留まらず低分子リグニンから製造するピロンジカルボン酸等を原料とする汎用性の高い新たな生分解性素材等の開発とそれらを低コストで安定的に製造できる技術の開発を行う。</p> <p>また、地域に密着して電力や熱の供給を行い、小規模分散型等の木質バイオマスエネルギー生産に関して、その普及、定着及び発展を推進するために必要な原料となる木質バイオマス資源の低コスト供給や品質を安定化させるための技術、システムの安定稼働等を維持するための技術、システムの経済性を評価しその効率を高めるための技術等の開発を行う。</p> <p>加えて、新規の飲用アルコール「木の酒」製造技術開発において、早期の社会実装実現に向けて、前中長期で開発を進めてきた4樹種の原料から飲用アルコールを製造する技術を確立するとともに、そのうち2樹種以上について健康影響評価を行う。</p>
<p>(3) 多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種</p> <p>森林資源の充実に伴い主伐が増加する中、森林の多面的機能の維持・増進を図りつつ、持続的な林業経営を確立するためには、優良な品種の開発及びその早期普及が必要となっている。</p> <p>特に、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(平成20年法律第32号)に規定する特定母樹は、二酸化炭素の吸収作用の保全・強化の観点からも大きく期待されている。</p> <p>また、品種の開発から原種苗木(種穂を採取するために必要な母樹となる苗木)の生産及び都道府県等への配布までに長期間を要している現状から、品種開発や原種苗木生産の高速化、効率化を図る必要がある。</p> <p>さらに、気候変動が生物多様性に及ぼす影響を考慮すると、全国ネットワークを活用した林木遺伝資源の収集・保存が</p>	<p><評価軸1></p> <ul style="list-style-type: none"> 取組又は成果は国の政策や社会的ニーズを反映しているか。 <p><評価軸2></p> <ul style="list-style-type: none"> 取組及び成果は行政施策等へ貢献し、社会問題解決を支える科学的エビデンスの創出と社会還元に取り組んでいるか。 	<p>(評価指標1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の政策や社会的ニーズを反映した取組状況 <p>(評価指標2-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発成果、技術及び開発品種の普及に向けた取組状況、遺伝資源の収集・配布状況(モニタリング指標) 学術論文等による研究成果の発信件数 外部資金等による研究課題件数及び金額 講演会等の開催件数 遺伝資源(重要度が高い育種素材)の収集数 開発品種等の種類と数 講師派遣や技術指導の回数 要望に基づく種苗の配布数 	<p>(3) 多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種</p> <p>森林の多面的機能の維持・増進や持続的な林業経営の確立に向けて、造林コストの低減、二酸化炭素吸収・固定等に寄与する優良種苗の計画的・安定的な供給が求められている。</p> <p>このため、以下の2つの戦略課題を設定し、適切な再造林に向けた優良品種の開発、様々な林木遺伝資源の収集・保存・増殖等育種基盤の充実、それらを早期に進めるための高速育種技術や新たな育種技術の開発に取り組み、エリートツリー由来特定母樹や多様な優良品種並びに開発技術の普及等の林木育種を推進する。</p>

目標案 (1/15 時点) (農林水産省作成)	評価軸 (1/15時点)	評価指標 (1/15時点)	計画案 (1/15時点) (森林機構作成)
<p>すまず重要となっている。</p> <p>このため、以下の2つの戦略課題を設定し、優良品種の開発、育種基盤の充実、原種苗木の生産及び普及の加速化等を推進する。</p> <p>【重要度：高】：下記ア、イ記載のとおり。</p> <p>ア 林木育種基盤の充実による多様な優良品種の開発</p> <p>再生林の低コスト化、花粉発生源対策、気候変動適応等の社会的、経済的ニーズに対応した優良品種を開発する【重要度：高】。また、品種開発に必要な育種素材等の収集及び保存、ゲノム育種に必要な遺伝子情報の整備等による林木育種基盤の充実を図る。</p> <p>【重要度：高】：優良品種の開発は、主伐後の確実な再生林の実施、花粉発生源対策及び森林吸収源対策等のために極めて重要度が高い。</p> <p>イ 林木育種技術の高度化・拡張と特定母樹等の普及強化</p> <p>ゲノム編集による育種技術、効率的な形質評価技術、原種苗木の増産技術等を開発する。また、特定母樹を始めとする優良品種の原種苗木の生産体制を強化し、都道府県等に対して計画的に配布する【重要度：高】。さらに、優良品種の特性表の作成・公表、採種徳園の造成や林木育種等に関する技術指導及び海外の林木育種に対する技術協力を引き続き推進する。</p> <p>【重要度：高】：優良品種の普及には、都道府県において当該品種の採種徳園を早期に造成する必要がある、そのためには、採種徳園を構成する原種苗木を安定的に供給することが極めて重要度が高い。</p>	<p><評価軸3></p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発成果の最大化のための連携等の取組がなされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 要望に基づく遺伝資源の配布数・要望に基づく遺伝資源の配布数 (評価軸2-2) 研究データや特性情報の公開に向けた取組状況 知的財産の管理・運用の取組状況 (モニタリング指標) 公開した研究データ数、データへのアクセス数 (評価指標3) 産学官及び異分野等との連携を推進する体制の整備と連携の具体的取組状況 (モニタリング指標) 国際課題解決に向けた連携の具体的取組状況 (モニタリング指標) 外部機関との共同研究件数 	<p>ア 林木育種基盤の充実による多様な優良品種の開発</p> <p>林木育種基盤の充実を図るため、主要な育種対象樹種や新需要の創出が期待される早生樹等の重要度が高い育種素材や絶滅が危惧される希少種等の林木遺伝資源を収集し、保存・増殖を行う。また、スギ、ヒノキ、カラマツ及びコウヨウゼン等を対象にゲノム育種に必要な情報の整備等を進める。</p> <p>さらに、再生林の低コスト化、花粉発生源対策、気候変動適応等の経済的・社会的ニーズに対応するため、初期成長や雄花着花性、材質等の特性評価を行い、エリートツリー250系統に加え初期成長に優れた品種や無花粉スギ品種等の優良品種150品種を開発する。</p> <p>イ 林木育種技術の高度化・拡張と特定母樹等の普及強化</p> <p>林木育種の更なる高速化・効率化を図るため、ゲノム編集等バイオテクノロジーによる育種技術、UAV等の活用による効率的な表現型（個体の示す形質）評価技術、栄養体・種子等の長期保存技術及び原種苗木の増産技術等を開発する。加えて、スギにおいて先進的に開発した高速育種技術をヒノキ、カラマツ等の他の育種対象樹種に適用し、当該技術の拡張を進める。</p> <p>また、エリートツリー由来特定母樹及び多様な優良品種を早期に普及させるため、原種苗木の生産体制を強化し、都道府県等が要望する特定母樹等の原種本数の90%以上を配布することを目標に、計画的な原種苗木の生産を行うとともに、特定母樹等の成長や種子生産性等の有用形質に係る特性表を新たに3点作成・公表する。併せて、国内外における林木育種技術の指導・普及を推進するため、都道府県や種苗事業者等に対する採種徳園の造成や育種技術の指導（オンラインでの開催を含む）を、目標期間中に合計300回以上行うとともに、海外における林木育種に対する技術協力や共同研究を推進する。さらに、科学研究の推進に資することを目的として国立大学法人や民間研究機関等から申請がなされた遺伝資源について、全件数の90%以上を配布する。</p>

目標案 (1/15 時点) (農林水産省作成)	評価軸 (1/15時点) (農林水産省作成)	評価指標 (1/15時点) (農林水産省作成)	計画案 (1/15時点) (森林機構作成)
<p>2 水源林造成業務</p> <p>水源林造成業務については、自然災害が頻発・激甚化する中で、流域保全等における役割への期待が高まっていることから、森林所有者、造林者及び市町村等の関係者との連携強化を一層図りつつ、以下のことに取り組む。</p> <p>(1) 事業の重点化</p> <p>流域保全の取組を強化する観点から、事業の新規実施に当たっては、水源涵(かん)養機能等の強化を図る重要性が高い流域内で森林の整備を行い、既契約地周辺の森林と合わせて面的な整備にも取り組む。</p> <p>また、新規の分収造林契約については、広葉樹等の現地植生を活かしつつ、長伐期かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散する施業方法に限定するとともに、既契約地については、育成複層林誘導伐とその後の植林を積極的に進めるなど、適切な森林整備及び保全管理に努めることにより、脱炭素社会の実現にも貢献する。</p>	<p><評価の視点1></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源涵養機能等の強化を図る重要性が高い流域内で森林の造成を行っているか。 ・水源涵養機能等の強化のため、既契約地周辺の森林と合わせて面的な整備を実施しているか。 <p><評価の視点2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規の分収造林契約については、広葉樹等の現地植生を活かし、長伐期かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散する施業方法に限定した契約としているか。 ・既契約地については、育成複層林誘導伐とその後の植林を積極的に進めるなど、適切な森林整備及び保全管理を行っているか。 	<p>(評価指標1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・針広混交林・育成複層林の造成件数及び面積 ・水源環境林整備事業の間伐等実施面積 <p>(評価指標2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規契約の件数及び面積における長伐期施業等の割合 ・育成複層林誘導伐の面積 ・水源林造成事業における管理面積 	<p>2 水源林造成業務</p> <p>水源林造成業務については、自然災害が頻発・激甚化する中で、流域保全等における役割への期待が高まっていることから、森林所有者、造林者及び市町村等の関係者との連携強化を一層図りつつ、以下のことに取り組む。</p> <p>(1) 事業の重点化</p> <p>ア 流域保全の取組の推進</p> <p>流域保全の取組を強化する観点から、事業の新規実施に当たっては、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵(かん)養機能等の強化を図る重要性が高い流域内で森林の整備を行うとともに、既契約地周辺の森林と合わせて面的な整備に取り組む。(重要流域等における針広混交林・育成複層林の造成面積：2,800ha/年)</p> <p>イ 持続的な水源涵(かん)養機能の発揮</p> <p>水源涵(かん)養機能等の森林の有する公益的機能を将来にわたり持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規の分収造林契約については、広葉樹等の現地植生を活かしつつ、長伐期かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散する施業方法に限定するとともに、既契約地については、育成複層林誘導伐とその後の植林を積極的に進めるなど、適切な森林整備及び保全管理に努めることにより、脱炭素社会の実現にも貢献する。</p>
<p>(2) 事業の実施手法の高度化のための措置</p> <p>地球温暖化防止や森林資源の循環利用、林業及び木材産業の成長産業化等に資するため、水源林造成業務の実施に当たっては、成長の早い苗木などの新しい技術の活用や低コスト化など森林整備技術の高度化に取り組むとともに、育成複層林誘導伐等により、地域の需給動向を踏まえた安定的かつ効果的な木材供給の推進に努める。</p>	<p><評価の視点1></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源林造成業務の実施に当たっては、新しい技術の活用など森林整備技術の高度化に取り組んでいるか。 <p><評価の視点2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の需給動向を踏まえた安定的かつ効果的な木材供給を実施しているか。 	<p>(評価指標1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早生樹やエリートツリーの植栽本数 ・伐採と造林の一貫作業システムの導入面積 ・路網設計支援ソフトによる設置計画件数 ・無人航空機(UAV)で目視外飛行等できる操縦者数 ・ブロックディフェンスの実施件数 <p>(評価指標2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成複層林誘導伐、主伐、間伐の総搬出材積 	<p>(2) 事業の実施手法の高度化のための措置</p> <p>ア 森林整備技術の高度化</p> <p>水源林造成業務の実施に当たっては、成長の早い苗木などの新しい技術の活用や森林整備事業全体の動向を踏まえた低コスト化など森林整備技術の高度化に取り組む。</p> <p>イ 木材供給の推進</p> <p>炭素の貯蔵及び二酸化炭素の排出削減による地球温暖化防止や森林資源の循環利用の取組はもとより、林業及び木材産業の成長産業化等にも資する観点から、育成複層林誘導伐等により、地域の需給動向を踏まえた安定的かつ効果的な木材供給の推進に努める。</p>

目標案 (1/15 時点) (農林水産省作成)	評価軸 (1/15時点)	評価指標 (1/15時点)	計画案 (1/15時点) (森林機構作成)
<p>(3) 地域との連携</p> <p>自然災害発生時における被災森林の迅速な復旧を図るとともに、林業関係者等へ森林整備技術の普及及び水源林造成事業に対する理解の醸成を図るため、地域との連携強化や支援に取り組む。</p>	<p><評価の視点1></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害発生時に被災森林の迅速な復旧を図るため、地域との連携強化や支援に取り組んでいるか。 <p><評価の視点2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業関係者等へ森林整備技術の普及及び水源林造成事業に対する理解の醸成を図っているか。 	<p>(評価指標1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の復旧に資する森林整備協定の締結件数 ・被災森林の復旧件数及び復旧面積 <p>(評価指標2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術検討会開催回数 ・出張教室の取組状況 	<p>(3) 地域との連携</p> <p>ア 災害復旧への貢献</p> <p>自然災害の頻発化、激甚化等を踏まえ、自然災害発生時に被災森林の迅速な復旧を図るため、地域との連携強化や支援に取り組む。</p> <p>イ 森林整備技術の普及</p> <p>森林整備センターが主催する技術検討会等を通じ、林業関係者等へ森林整備技術の普及及び水源林造成事業に対する理解の醸成を図る。</p>
<p>3 森林保険業務</p> <p>(1) 被保険者へのサービス向上</p> <p>森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、①必要な人材の確保、②各種手続の効率化、③業務委託先を含めた業務実施体制の強化、④迅速な保険金の支払い、のための取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。なお、保険金の支払いの迅速化に向けた取組により、損害発生通知書を受理してから損害実地調査完了までに要する期間の短縮を図る。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、被保険者へのサービスの向上を図る取組を行っているか。 ・損害発生通知書の受理から調査完了までの期間が短縮しているか。 	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林保険契約の引受け・管理、保険金の支払いにおける必要な人材を確保していること。 ・森林保険契約の引受け・管理について、事務の簡素化・システムの充実による各種手続の効率化及びマニュアルの充実や定期的な研修等を実施していること。 ・保険金の支払いについて、事務の簡素化・システムの充実による支払い手続の効率化並びに損害調査員の確保及び能力向上に係る研修等の実施やマニュアルの充実を図っていること。 ・損害発生通知書の受理日から損害実地調査完了日までの当期の平均日数が前期を下回っていること。 	<p>3 森林保険業務</p> <p>(1) 被保険者へのサービス向上</p> <p>森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、①必要な人材の確保、②事務の簡素化・システムの充実による各種手続の効率化、③マニュアル・研修の充実による業務委託先を含めた業務実施体制の強化、④UAV等新技術の活用を含めた保険金の支払いの迅速化のための取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。</p> <p>なお、④の保険金の支払いの迅速化に向けた取組については、特に損害発生通知書を受理してから損害実地調査完了までに要する期間の短縮を図る。</p>
<p>(2) 制度の普及と加入促進</p> <p>災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林保険の制度の普及と加入促進に係る以下の①から③の取組を推進する。</p> <p>① ウェブサイト等の各種広報媒体の活用により、森林所有者等に森林保険の概要や最新の情報等を分かりやすく発信する。</p> <p>② 関係諸機関との連携を図りつつ、森林所有者を始め森林・林業関係者に対して幅広く森林保険を普及する活動を実施する。また、新規加入の拡大及び継続加入の増加に向けた効果的な加入促進活動を実施する。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林保険の制度の普及と加入促進に係る計画について、必要に応じて見直しを行いつつ、計画に即した取組が行われているか。 ・上記の取組による効果が見られるか。 	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①から③の取組に係る計画が適切に作成・見直しされていること。 ・上記で計画した回数等で①から③の取組が実行されていること。 ・加入率の状況 ・I 齢級の加入面積の状況 	<p>(2) 制度の普及と加入促進</p> <p>災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林保険の制度の普及と加入促進に係る以下①から③についての計画を作成し、それに即した取組を推進する。</p> <p>① ウェブサイトの継続的な更新や広報誌の発行(年4回以上)等各種広報媒体の活用により、森林所有者等に森林保険の概要や最新の情報等を分かりやすく発信する。</p> <p>② 国や関係諸機関との連携を図りつつ、森林所有者を始め森林・林業関係者に対して幅広く森林保険を知らしめる普及活動を実施する。また、森林保険の各種データの分析結果等に基づき、新規加入の拡大及び継続加入の増加に向けた効果的な加入促進活動を実施する。さらに、森林経営管理制度における森林保険の活用について積極的な加入促進活動を行う。(回数等は上記計画に記載)</p>

目標案 (1/15 時点) (農林水産省作成)	評価軸 (1/15時点) (農林水産省作成)	評価指標 (1/15時点) (農林水産省作成)	計画案 (1/15時点) (森林機構作成)
③ 森林保険業務の委託先であり森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、森林保険業務の更なる能力の向上を図る。			③ 森林保険業務の委託先であり森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、森林保険業務の更なる能力の向上を図る研修等を実施する。(年6回以上実施)
(3) 引受条件 これまでの森林保険等における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、引受条件の適切な見直しを通じて保険運営の安定性の確保等に向け取り組む。	<評価の視点> ・保険運営の安定性の確保等に向けて、引受条件の検証及び見直しを適切に行っているか。	(評価指標) ・引受条件について、毎年度、内部委員会で検証を行い、必要に応じ外部有識者を含めた委員会等で意見を聞いていること。 ・5年毎に行うとしている保険料率の見直しに向けた検討等を行っていること。	(3) 引受条件 これまでの森林保険等における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の適切な見直しを通じて保険運営の安定性の確保等に向け取り組む。 なお、保険料率については、基本的に5年毎に見直すこととし、そのための検討等に取り組む。
(4) 内部ガバナンスの高度化 金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。	<評価の視点> ・財務の健全性及び適正な業務運営は確保されているか。	(評価指標) ・外部有識者等を含めた委員により構成されるリスク管理を行うための委員会を毎年度開催していること。 ・上記委員会とは別に、財務上・業務運営上の課題について役員を含めて検討する会議を毎年度行っていること。	(4) 内部ガバナンスの高度化 金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を毎年度開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。
4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務 林道の開設又は改良事業及び特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。	<評価の視点> ・債権債務管理が適切に行われているか。	(評価指標) ・林道事業負担金等の徴収額 ・特定中山間保全整備事業等負担金等の徴収額	4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務 林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務並びに特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。(徴収率100%実施)
5 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の強化 林業の持続的な発展、気候変動への対応及び国土強靱化等に向けて、各業務が有する技術・知見・蓄積したデータ、全国に展開するネットワークやフィールドを相互に活用するなど、森林研究・整備機構の強みである業務間の連携を強化し、先端技術の活用によるスマート林業の実証試験、林木育種で開発したエリートツリー等の植栽試験、森林災害に係るリスク評価等に取り組む。	<評価の視点> ・業務間の連携強化による取組を推進しているか。	(評価指標) ・業務間連携強化の取組状況 (モニタリング指標) ・各業務が有する技術・知見・蓄積したデータの相互活用件数 ・ネットワークやフィールド等の相互活用件数 ・連携して取り組んだシンポジウム等の数	5 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の強化 林業の持続的な発展、気候変動への対応及び国土強靱化に向けて、森林の多面的機能の発揮に必要な技術・業務の高度化や研究開発成果の幅広い普及を図るため、各業務が有する技術・知見・蓄積したデータ、全国に展開するネットワークやフィールド等を相互に活用し、先端技術の活用によるスマート林業の実証試験、エリートツリーや特定母樹の植栽試験、森林災害に係るリスク評価など、業務間の連携強化による取組を推進する。
第4 業務運営の効率化に関する事項 1 一般管理費等の節減 研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(公租公課等の所要額計上を必要とする経費、新規に追加されるもの、拡充分を除く。)については毎年度平均で少なくとも対前年度比2%の抑制、業務経費(公租公課等の所要額計上を必要とする経費、新規に追加されるもの、拡充分を除く。)については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標とする。 水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせて一	<評価の視点1> ・業務の見直し・効率化を進め、研究開発業務に支障を来すことなく一般管理費、業務経費の節減に努めているか。 <評価の視点2> ・水源林造成業務及び特定中山間保全整備事業等に係る効果的な業務運営に支障を来すことのない範囲で節減に努めているか。 <評価の視点3> ・森林保険業務に係る効果的な業務運営に支	(評価指標1) ・一般管理費節減状況、業務経費節減状況 (評価指標2) ・水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせて一般管理費節減状況 (評価指標3) ・一般管理費節減状況	第3 業務運営の効率化に関する事項 1 一般管理費等の節減 研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(公租公課等の所要額計上を必要とする経費、新規に追加されるもの、拡充分を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比2%の抑制、業務経費(公租公課等の所要額計上を必要とする経費、新規に追加されるもの、拡充分を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行う。 水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせて一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする

目標案 (1/15 時点) (農林水産省作成)	評価軸 (1/15時点) (農林水産省作成)	評価指標 (1/15時点) (農林水産省作成)	計画案 (1/15時点) (森林機構作成)
<p>般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比2%の抑制を行うことを目標とする。</p> <p>森林保険業務の一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比2%の抑制を行うことを目標とする。</p>	<p>障を来すことのない範囲で節減に努めているか。</p>		<p>経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比2%の抑制を行う。</p> <p>森林保険業務の一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比2%の抑制を行う。</p>
<p>2 調達の合理化</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度策定する「調達等合理化計画」を踏まえ、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を確実に実施しているか。 ・契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等で契約の公正性・透明性の確保等を推進しているか。 	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年度策定する調達等合理化計画に定められた評価指標 ・契約監視委員会を年2回以上行っていること。 	<p>2 調達の合理化</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、毎年度「調達等合理化計画」を策定し、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施する。また、外部有識者からなる契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等で契約の公正性・透明性の確保等を推進する。</p>
<p>3 業務の電子化</p> <p>国内外で新たなデジタル技術を活用した変革（デジタルトランスフォーメーション）が進む中、デジタル技術を活用した事務手続の効率化・迅速化を図るとともに利便性の向上に努める。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。</p> <p>このほか、多様で柔軟な労働環境を整備するため、業務の形態に応じたテレワークの導入を図る。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図っているか。 ・電子化による労働環境の改善及び利便性の向上に努めているか。 	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務手続の電子化状況 ・テレワーク等の多様な勤務形態の実施状況 	<p>3 業務の電子化</p> <p>国内外で新たなデジタル技術を活用した変革（デジタルトランスフォーメーション）が進んでいることを踏まえ、電子決裁を含めた文書管理システムの本格的導入や水源林造成業務に係る各種手続のオンライン化、森林保険業務に係るタブレット端末向けの損害調査システムの実用化等により、電子化による効率的な業務の推進に取り組む。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。さらに、これらの取組を通じて、業務の形態に応じたテレワークの導入など、新たな感染症や自然災害に対応可能な業務継続性の確保及び多様で柔軟な労働環境の整備により、業務運営基盤の強化を図る。</p>
<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>「第4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。</p> <p>1 研究開発業務</p> <p>独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和2年3月26日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。</p> <p>一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。</p> <p>また、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の獲得の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務達成基準の導入、セグメント管理の強化に対応した会計処理方法が適切に定められているか。それによって運営されているか。 ・受託研究等の外部研究資金の確保等による自己収入の増加に向けた取組が行われているか。 	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算配分方針と実績 ・セグメント情報の開示状況 ・外部研究資金の実績 ・特許料、入場料等の自己収入実績 ・施設利用料の収入実績 	<p>第4 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>「第3 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な業務運営を行う（研究開発業務については、運営費交付金に係る予算を対象とする。）。</p> <p>1 研究開発業務</p> <p>運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理に努める。</p> <p>また、一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報等の開示に努める。</p> <p>さらに、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。本中長期目標の方向に即して、外部研究資金の獲得等の積極的で適切な対応に努める。</p>

目標案 (1/15 時点) (農林水産省作成)	評価軸 (1/15時点) (農林水産省作成)	評価指標 (1/15時点) (農林水産省作成)	計画案 (1/15時点) (森林機構作成)
<p>費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中長期目標の方向に即して、特許実施料の獲得など積極的かつ適切な対応を行う。</p>			
<p>2 水源林造成業務 適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間（令和3年4月1日から令和8年3月31日）中に長期借入金について448億円【P】を確実に償還する。また、事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表する。</p>	<p><評価の視点> ・当期中長期目標期間中に長期借入金について確実に償還しているか。 ・事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表しているか。 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、効率的な運営を行ったか。</p>	<p>(評価指標) ・当期中長期目標期間中（各年度）の償還計画に対する長期借入金の償還額 ・債務返済の見通しに関する試算及びその結果の公表 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算の作成がなされ、効率的な運営を行うための取組を行っていること。</p>	<p>2 水源林造成業務 当期中長期目標期間中に長期借入金について448億円【P】を確実に償還する。 また、毎年度、最新の木材価格や金利情勢等の経済動向や国費等の収入について一定の前提条件をおいた債務返済に関する試算を行い、中長期計画に基づく償還計画額とともに公表する。また、これらと当年度の実績額について検証を行い、その結果を公表する。</p>
<p>3 森林保険業務 (1) 積立金の規模の妥当性の検証 外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会において、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり、長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえる。 (2) 保険料収入の安定確保に向けた取組 森林保険業務の安定的な運営に資する保険料収入の安定確保に向けて、効果的な加入促進等に取り組む。</p>	<p><評価の視点1> ・リスク管理のための委員会において、毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行っているか。 <評価の視点2> ・森林保険業務の安定的な運営に向け、第3の3(2)に基づく効果的な加入促進等による保険料収入の安定確保に向けた取組を行っているか。</p>	<p>(評価指標1) ・毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告していること。 (評価指標2) ・第3の3(2)制度の普及と加入促進に準じた内容 ・保険料収入の額のうちI年齢の額</p>	<p>3 森林保険業務 (1) 積立金の規模の妥当性の検証 外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。 (2) 保険料収入の安定確保に向けた取組 森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の安定確保に向けて、効果的な加入促進等に取り組む。</p>

目標案 (1/15 時点) (農林水産省作成)	評価軸 (1/15時点)	評価指標 (1/15時点)	計画案 (1/15時点) (森林機構作成)
<p>4 特定中山間保全整備事業等</p> <p>適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間（令和3年4月1日から令和8年3月31日）中に長期借入金について112億円【P】を確実に償還する。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当期中長期目標期間中に長期借入金について確実に償還しているか。 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、効率的な運営を行ったか。 	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当期中長期目標期間中（各年度）の償還計画に対する長期借入金の償還額 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算の作成がなされ、効率的な運営を行うための取組を行っていること。 	<p>4 特定中山間保全整備事業等</p> <p>当期中長期目標期間中に長期借入金について112億円【P】を確実に償還する。</p>
<p>5 保有資産の処分</p> <p>保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。</p> <p>特に、職員宿舍第1号（杉並区和田）、職員宿舍第16号（豊島区池袋）及び取手宿舎（取手市）については、国への返納措置又は売却に向け、関係機関と調整を行う。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有の必要性の観点から保有資産の見直しが行われているか。また、処分することとされた保有資産についてその処分は進捗しているか。 	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有資産の点検及び処分状況 	<p>8 保有資産の処分</p> <p>保有資産の見直しについては、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、引き続き、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものは、不要財産として国庫納付等を計画的に行うこととする。</p> <p>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p> <p>特定地域整備等勘定</p> <p>職員宿舍第1号（杉並区和田）、職員宿舍第16号（豊島区池袋）及び取手宿舎（取手市）については、国庫納付に向け、関係機関と調整を行う。</p>
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 施設及び設備に関する事項</p> <p>地球温暖化対策推進本部において決定した「日本の約束草案」（平成27年7月17日）及び「日本のNDC（国が決定する貢献）」（令和2年3月30日）を踏まえ、維持・管理経費節減、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネルギーの推進や維持に努めるとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。また、必要性・緊急性を考慮しつつ、老朽化施設や研究開発業務の実施に必要な施設及び設備を計画的に整備する。その際、共同利用施設である農林水産研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。</p> <p>施設の整備等に当たっては、新農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月農林水産省策定）に基づき、木材利用を推進する。</p> <p>また、千代田苗畑について、苗畑管理に必要な事業用地として周辺の小規模介在地を取得する。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出削減に資する省エネの推進、維持管理経費の節減に向けて老朽化が進んだ施設・設備の必要性・緊急性及び共同利用の可能性を考慮しつつ、新たな研究開発の着実な推進、木材利用の促進、原種苗木の安定的な生産の推進を踏まえ、整備計画を適切に策定し、取組が行われているか。 	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネの推進、維持管理経費の節減、新たな研究開発の推進、木材利用の促進、原種苗木の安定的な生産の推進の観点からの施設及び設備整備の実施状況 	<p>第9 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等</p> <p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>地球温暖化対策推進本部において決定した「日本の約束草案」（平成27年7月17日）及び「日本のNDC（国が決定する貢献）」（令和2年3月30日）を踏まえ、維持・管理経費節減の観点も含め、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネ化（改修）や高効率照明等の導入を図るとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。また、老朽化が深刻な施設、設備の必要性・緊急性を考慮しつつ、新たな研究開発の着実な推進、原種苗木の安定的な生産の推進を踏まえ、年度計画を策定し整備に努める。その際、共同利用施設である農林水産研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。また、新農林水産省木材利用推進計画（平成22年11月農林水産省策定）に基づき、木材利用を推進する。</p> <p>千代田苗畑について、苗畑管理に必要な事業用地として小規模介在地を取得する。</p> <p>苗畑、実験林、樹木園や試験地等について、計画的な管理経営と活用に必要な整備に努める。</p>

目標案 (1/15 時点) (農林水産省作成)	評価軸 (1/15時点) (農林水産省作成)	評価指標 (1/15時点) (農林水産省作成)	計画案 (1/15時点) (森林機構作成)
<p>2 広報活動の促進</p> <p>新たな木材需要や森林の整備・保全に係る研究成果の社会実装の促進、優良品種の活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を推進するとともに、国土の約3分の2を占める森林の多面的機能、林業・木材産業の振興及び木材利用の促進等に対する広報活動を推進し、幅広い世代の国民の理解の醸成を図り、人材の確保・育成にもつなげる。</p> <p>このため、利用者が使いやすい形で、プレスリリース、ウェブサイト、SNS及び広報誌等の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への出展等により積極的に広報活動を行う。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 法人及び法人が行う業務が国民に広く認知されるための広報の取組が行われたか。 	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ウェブサイト等による発信数及びアクセス数 プレスリリース数とそれに対応する取材等の件数 イベント等による取組内容 森林・林業・木材研究に関する問合せ等への対応件数 	<p>3 広報活動の促進</p> <p>新たな木材需要の創出や森林の整備・保全に係る研究成果の社会実装の促進、優良品種の活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を推進する。また、国土の約3分の2を占める森林の多面的機能、林業・木材産業の振興及び木材利用の促進等に対する広報活動を推進するとともに、幅広い世代の国民の理解の醸成を図り、人材の確保・育成にもつなげる。</p> <p>利用者の使いやすさを考慮し、プレスリリース、ウェブサイト、SNS及び広報誌等の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への出展等により積極的に広報活動を行うこととし、特に以下について重点的に取り組む。</p> <p>研究開発業務については、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的試験研究機関として、森林や林業、木材利用、林木育種等に関して、一般市民を対象に施設公開等による交流型広報活動を積極的に実施するとともに、多岐にわたる研究活動及びその成果をウェブサイトや広報誌等を通して積極的に発信し、研究開発業務に関する国民各層の関心と理解の醸成を図る。</p> <p>水源林造成業務については、森林整備技術の普及・啓発に向けた各種の研究発表会等における対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト、広報誌等により広報するとともに、分収造林契約実績の公表等を実施し、水源林造成業務に対する国民各層の理解の醸成を図る。</p> <p>森林保険業務については、森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、災害に係る情報のほか、窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の声等をウェブサイトや広報誌等を通じて積極的に発信し、森林の有する森林保険に対する国民各層の認知度向上及び理解の醸成、森林保険の利用拡大を図る。</p>
<p>3 ガバナンスの強化</p> <p>(1) 内部統制の充実・強化</p> <p>内部統制については、効果的かつ効率的に業務を運営していけるよう、内部統制システムの有効性を確認しながら、PDCAサイクルが有効に働くマネジメントを適切に行うことが重要である。</p> <p>このため、関係通知や業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制の更なる充実・強化及び着実な運用を図る。また、法人の目標や各業務の位置付け等について役職員の理解を促進し、役職員のモチベーションの向上が図られるよう取り組む。</p> <p>新たな感染症の流行を含めた各種リスクへの適切な対応の</p>	<p><評価の視点1></p> <ul style="list-style-type: none"> 各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用が図られているか。 	<p>(評価指標1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制システムの着実な運用の取組状況 	<p>4 ガバナンスの強化</p> <p>(1) 内部統制の充実・強化</p> <p>関係通知や業務方法書に定めた事項を適正に実行することとし、森林研究・整備機構の「内部統制の基本方針」に基づき、理事長のリーダーシップの下、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用を図る。また、森林研究・整備機構の目標や各業務の位置付け等に関する役職員の理解を促進し、モチベーションの向上につなげる。</p> <p>新たな感染症の流行を含めた各種リスクの発生防止及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図り適正な業務の実行を確保するため、リスク管理の強化を図ることとし、常にリスクの洗い出し等を行うとともに、業務継続計画等を必要に</p>

目標案 (1/15 時点) (農林水産省作成)	評価軸 (1/15時点) (農林水産省作成)	評価指標 (1/15時点) (農林水産省作成)	計画案 (1/15時点) (森林機構作成)
<p>ためのリスク管理の強化を図るとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。また、監査従事職員の資質の向上を図ることにより、内部監査を効率的・効果的に実施する。</p> <p>(2) コンプライアンスの推進</p> <p>森林研究・整備機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識の向上を図る。</p> <p>特に、研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進する。</p> <p>また、コンプライアンス確保のためにPDCAサイクルの取組の徹底など必要な取組が十分に機能するよう、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催する。</p>	<p><評価の視点2></p> <ul style="list-style-type: none"> 法人におけるコンプライアンス徹底のための取組、研究上の不適正行為を防止するための取組が適切に行われているか。 	<p>(評価指標2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令遵守などのコンプライアンスの取組状況 	<p>応じて見直すこととする。</p> <p>また、監事及び監査法人等との連携強化を図るとともに監査従事職員等の資質向上を図りつつ、PDCAサイクルの取組の徹底など、内部監査を効率的・効果的に実施する。</p> <p>(2) コンプライアンスの推進</p> <p>役職員は、森林研究・整備機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」等を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。</p> <p>このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、PDCAサイクルの取組の徹底など、毎年度の取組方針を定め、これに基づきコンプライアンスの確保を図る。</p> <p>また、研究活動における不適正行為を防止するため、政府が示したガイドライン等を踏まえ、不正防止計画等の対策を着実に推進する。</p>
<p>4 人材の確保・育成</p> <p>(1) 人材の確保・育成</p> <p>業務を効率的かつ効果的に推進するため、「人材確保・育成方針」を策定し、職員の適切な配置等を図る。</p> <p>研究開発業務においては、国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や技術者、知的財産や情報セキュリティ等に関する高度な専門性を有する人材の確保に努める。このほか、研究成果の社会実装化を推進するため、新たなニーズに対応する異分野との連携の必要性が拡大したこと等を踏まえ、他組織との人的連携の一層の強化を図る。</p> <p>水源林造成業務においては、新卒者の採用に加え必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用も図るなど、必要な人材を確保する。</p> <p>森林保険業務においては、新卒者の採用に加え、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。</p> <p>また、個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、職員を様々なキャリアパスに誘導するよう努める。特に研究職員については、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材の育成を図るとともに、研究者の流動化や人材交流等によりスキルアップを図る。</p>	<p><評価の視点1></p> <ul style="list-style-type: none"> 各業務において、必要とする人材を確保しているか。 各種研修等を計画的に実施し、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成しているか。 	<p>(評価指標1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発業務における多様な人材の確保、育成するための取組状況・水源林造成業務、森林保険業務の適正な実施に必要な職員数を確保していること。 職員の研修等を計画的に行っていること。 各種研修の実施状況 	<p>5 人材の確保・育成</p> <p>業務の円滑な運営のために人材の確保・育成方針を策定し、機構の持つ人的資源の活用の最大化に取り組む。</p> <p>(1) 人事に関する計画</p> <p>業務を効率的かつ効果的に推進するため、職員の適切な配置等を実施する。</p> <p>大学での林学・林産学の研究分野が改廃され、大学院への進学者数が減り、我が国の当該分野の研究基盤が揺らいでいる中で、分野・業種をまたがったイノベーションの推進が必要になっている。そのため、研究開発業務においては、国内最大の森林・林業・木材産業及び林木育種分野の試験研究機関として、基礎から応用にわたる研究開発を支える人材を確保し、またその成果の創出・イノベーション推進のため、国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や技術者、知財、情報セキュリティ等高度な専門性を有する人材の確保・育成に努める。</p> <p>水源林造成業務においては、新卒者の採用に加え必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用も図るなど、必要な人材を確保する。</p> <p>森林保険業務においては、新卒者の採用に加え、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。</p> <p>(2) 職員の資質向上</p> <p>職員個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、職員を様々なキャリアパスに誘導するよう努める。</p> <p>研究職員については、社会ニーズを把握し、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材を育成すると</p>

目標案 (1/15 時点) (農林水産省作成)	評価軸 (1/15時点) (農林水産省作成)	評価指標 (1/15時点) (農林水産省作成)	計画案 (1/15時点) (森林機構作成)
<p>(2) 人事評価システムの適切な運用 職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。その際、研究職員の評価は、研究業績のみならず、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、技術移転活動への貢献等を十分に勘案したものとする。また、一般職員等の評価は、国が実施する評価制度に準じたものとする。 人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。</p> <p>(3) 役職員の給与水準等 役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。</p>	<p><評価の視点2> ・職員の業績及び能力評価を適切に行っているか。 ・研究職員については、研究業績のみならず、研究開発効果の行政施策や技術移転活動等への貢献に応じた評価を行っているか。また、人事評価結果を適切に処遇へ反映しているか。</p> <p><評価の視点3> ・給与水準は適切に維持され、説明責任が果たされているか。</p>	<p>(評価指標2) ・人事評価の実施状況 ・人事評価結果の処遇への反映状況</p> <p>(評価指標3) ・ラスパイレス指数</p>	<p>もに、大学や民間企業等との人材交流や研究者の人材流動化等による研究者個々のスキルアップを図る。さらに、オープンサイエンス化を見据えた情報公開に向けて、研究データを専門的に取り扱える人材の育成を推進する。 一般職員については、必要な各種資格の計画的な取得を支援する。特に、水源林造成業務や森林保険業務では、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。</p> <p>(3) 人事評価システムの適切な運用 職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。 研究職員の業績評価については、研究業績、学術団体等関係機関との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の研究開発成果の最大化に係る活動並びに機構の管理・運營業務等の実績を十分に勘案して行う。また、一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。 人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。</p> <p>(4) 役職員の給与水準等 役職員の報酬・給与については、職務の特性や国家公務員の給与等を勘案した支給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。</p>
<p>5 ダイバーシティの推進 テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、多様な人材がそれぞれの能力を存分に発揮できる多様な働き方が可能な職場環境の充実を図る。 また、男女ともに働きやすい職場づくりを目指し、男女共同参画を推進する。さらに、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するため、イベント等を通じて地域社会や関係機関とも連携協力して、ダイバーシティの実現に向けて取り組む。</p>	<p><評価の視点> ・男女共同参画の取組、ワークライフバランス推進の取組等を行っているか。</p>	<p>(評価指標) ・ダイバーシティ推進の取組状況 ・勤務形態の状況</p>	<p>6 ダイバーシティの推進 テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、キャリアカウンセリング等の機会を幅広く提供することにより、多様な人材がそれぞれの能力を存分に発揮できる多様な働き方が可能な職場環境の充実を図る。男女ともに働きやすい職場づくりを目指し、男女共同参画を推進するとともに、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するためのセミナー等を開催する。また、各職場での意識啓発のイベント等を通じ、機構内だけでなく地域社会・関係機関と連携協力して、ダイバーシティ社会の実現に向けて取り組む。</p>
<p>6 情報公開の推進 公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づき、適切に情報公開を行う。 また、森林保険業務に関する情報公開に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。</p>	<p><評価の視点> ・法人運営についての情報公開の充実に向けた取組や情報公開を適切に行っているか。 ・森林保険業務に関する情報公開において、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準を参考にしているか。</p>	<p>(評価指標) ・情報公開対応状況 ・情報公開における個人情報保護等の研修実施状況 ・民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準と照らし合わせて、公表事項に不足がない情報公開となっていること。</p>	<p>7 情報公開の推進 独立行政法人の保有する情報の公開や個人情報の保護に関する法令に基づき、適切に情報を公開する。また、職員に対し、情報公開においては個人情報保護等に留意することを周知する。 森林保険業務に関する情報の公開では、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況等を参考に実施する。</p>

目標案 (1/15 時点) (農林水産省作成)	評価軸 (1/15時点) (農林水産省作成)	評価指標 (1/15時点) (農林水産省作成)	計画案 (1/15時点) (森林機構作成)
<p>7 情報セキュリティ対策の強化</p> <p>政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、また、業務の電子化の推進にも対応できるよう、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報通信技術の高度化等の新たな変化に対応できるよう、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組み、法人の情報セキュリティ対策を強化する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえた情報セキュリティは適切に確保されているか。 ・情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保しているか。 ・個人情報の保護を適切に行っているか。 	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ取組状況 ・不正アクセスへの対応状況 ・職員研修の実施状況 	<p>8 情報セキュリティ対策の強化</p> <p>政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、また、業務の電子化等の推進にも対応できるよう社会情勢や情報セキュリティ環境の実情に応じて、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直す。情報セキュリティ・ポリシーに基づく対策を講じ、情報通信技術の高度化等の新たな変化に対応できるよう、情報システムへのサイバー攻撃に対する防衛力、組織的対応能力の強化に取り組み、情報セキュリティ対策を強化する。さらに、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる検討に基づき、情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。</p>
<p>8 環境対策・安全管理の推進</p> <p>森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って環境目標及び実施計画を作成し、化学物質、生物材料等の適正管理等により、研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境負荷低減のため、エネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、事故等の未然防止に努めるとともに、災害等による緊急時の対応を的確に行う。</p> <p>水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努める。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発業務において、化学物質、生物材料等を適正に管理しているか。化学物質等の管理に関する問題が生じていないか。 ・環境目標及び実施計画を作成し、取組が行われているか。 ・職場安全対策及び安全衛生に関する管理体制が適切に構築・運用されているか。災害等における緊急時の対策が整備されているか。 ・水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努めているか。 	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷低減のための取組状況 ・事故、災害を未然防止する安全確保体制の整備状況、安全対策の状況 <p>・事業者等への労働安全衛生に関する指導の取組状況</p>	<p>9 環境対策・安全管理の推進</p> <p>森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って、環境目標及び実施計画を作成し、環境負荷の低減に取り組むとともに、化学物質、生物材料等の適正管理等により、研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行う。</p> <p>教育研修や職場点検等を通じて労働災害や事故の未然防止に努め、労働災害発生時や緊急時の対応を的確に実施する。</p> <p>水源林造成業務では、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。</p>